２　前項の規定にかかわらず、法（第九十三条、第九十六条から第九十八条まで、第百十六条の二及び第百七十五条の規定に限る。）又はこの省令（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第七十四条、第七十六条から第七十九条まで及び第九十一条の二の規定に限る。）の規定により地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。）に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。

［３・４　略］

（電磁的方法により提出することができる書類等）

**第二百十七条**　この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類の記載事項を記録した電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。

［削る］

**第二百十八条**　放送事業者は、次の各号に掲げる書類等については、当該書類等による保存に代えて、電磁的方法により保存することができる。この場合において、当該書類等を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を放送事業者の事務所に備え付けておかなければならない。

［一～三　略］

四　［削る］

［略］

**別表第六の一号**（第65条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

［略］

［表略］

［注１～注６　略］

注７　［略］

［ア　略］

イ　議決権割合に関する事項

(ｱ)　コミュニティ放送以外の地上基幹放送に係る申請の場合

［表略］

（注１）　外国法人等とは、法第93条第１項第７号イからハまでに掲げる者をいい、(ｲ)において同じ。）、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第63条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

［（注２）～（注10）　略］

（注11）　備考の欄は、第63条第３項から第５項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

［（注12）・（注13）　略］

［(ｲ)　略］

［注８～注10　略］

２　前項の規定にかかわらず、法（第九十三条、第九十六条から第九十八条まで、第百十六条の二及び第百七十五条の規定に限る。）又はこの省令（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第七十四条、第七十六条から第七十九条まで及び第九十一条の二の規定に限る。）の規定により地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。）に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。

［３・４　同上］

（電磁的方法により記録することができる書類等）

**第二百十七条**　この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。

２　前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

**第二百十八条**　［同上］

［一～三　同上］

四　第八十六条の二第一項の規定に基づき備え置く書面

五　［同上］

**別表第六の一号**（第64条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

［同左］

［表同左］

［注１～注６　同左］

注７　［同左］

［ア　同左］

イ　［同左］

(ｱ)　［同左］

［表同左］

（注１）　外国法人等とは、法第93条第１項第７号イからハまでに掲げる者をいい、(ｲ)において同じ。）、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第62条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

［（注２）～（注10）　同左］

（注11）　備考の欄は、第62条第３項から第５項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

［（注12）・（注13）　同左］

［(ｲ)　同左］

［注８～注10　同左］